

【指定管理者制度】

25. 金沢市体育施設指定管理料

委託業務区分	施設管理運営
委託業務内容	金沢市体育施設管理運営
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減 知識・技術の高度化により直営による対応が困難 民間感覚により市民サービスの向上を図る
款・項・目	教育費・保健体育費・体育施設費
担当課	市民局市民スポーツ課
委託料	
1. 当初予算計上額	149,983,000 円
2. 最終支出額	149,866,397 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 18 年度
委託契約先名称	財団法人金沢市スポーツ事業団
委託契約先分類	金沢市の外郭団体
契約方法	指定管理者制度
公募によらなかった場合の理由とするもの	指定管理者を公募しており、該当なし
契約期間	平成 18 年 4 月より 5 年間
再委託の有無	有

(1) 委託業務の概要

当該業務は、指定管理者制度による金沢市営の体育施設の管理運営である。

以前は、金沢市営の体育施設は財団法人金沢市スポーツ事業団に管理委託されていたが、平成 15 年の地方自治法改正により「指定管理者制度」が誕生し、平成 18 年 9 月までの間に、従来の管理委託方式から市直営か、指定管理者制度に移行しなければならないこととなった。

そこで、金沢市では、平成 18 年度から金沢市営の体育施設については、指定管理者制度により管理運営することとし、指定管理者を公募した結果、当該財団が指定管理者に選定されたものである。(ただし、金沢市営金沢テクノパーク運動広場は、平成 16 年度から指定管理者制度が導入されている。)

(2) 業務委託理由について

業務の効率化及び人件費等その他経費の節減

知識・技術の高度化により直営による対応が困難

民間感覚により市民サービスの向上を図る

以上の理由のために、指定管理者の指定が行われた。具体的な選定方法は、次の「(3) 契約内容について」で述べる。

(3) 契約内容について

指定管理者制度を導入している。

平成 17 年度中に公募による指定管理者の選定が行われた。応募団体は、施設により 4 ~ 7 団体であった。選定にあたって、まず、書類審査で上位 3 団体に絞り込まれ、さらに、面接を経て最終選定されている。

書類審査では、指定管理者としての適格性、安定的・効率的な管理運営の維持、専門的なサービス供給及び市民サービスの向上が評価される。

指定管理者を選定したのは「金沢市指定管理者選定会」であるが、その会長は金沢市副市長で、選定員は各部局長、幹事は各課長で構成されており、外部の人材は、全く登用されていない。

当該選定会による書類審査では、応募団体名をすべて匿名にするなどし、公平性を確保してはいるが、指定管理者の選考の公平性・透明性を立証するためには、外部委員の登用が必要であったと思われる。

なお、平成 20 年度に実施した「金沢市指定管理者選定会」では、外部委員 2 名(大学名誉教授、公認会計士)が登用されており、既に改善が図られている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額 149,983,000 円を、年間 12 回に分割して毎月支出しており、平成 20 年 3 月 31 日には、116,603 円が返納され不用額となっている。

(6) 対価としての妥当性について

平成 18 年度に指定管理者制度に移行する際に、金沢市体育施設標準管理運営費積算表を作成している。

その中身は、根拠条例ごとに体育施設をいくつか括った単位ごとに、人件費・事務費・管理費の合計から収入分を差し引いて指定管理料を算出している。

2 年目以降の指定管理料の決定方法は、主に過去 3 カ年の平均実績を基に指定管理者から提出された資料により担当課が予算書を作成し、財政課と協議のうえ指定管理料を決定している。

管理運営費提案額の中身は、金沢市体育施設標準管理運営費積算表とほぼ同じ形式であり、例えば、体育館等の管理運営費提案額の人件費は、常勤職員費・非常勤職員費・臨時職員費からなるが、個々の費用は予算書の中で給料・手当・報酬・共済費・福利厚生費・賃金に細分されている。

常勤職員費は年々上昇する傾向にあるが、その他の人件費は体制の見直しなど指定管理者の努力により抑制されている。

次に事務費、管理費のうち電気料金・ガス料金・上下水道料金・燃料費・修繕費（20 万円以下のもの）は指定予算額として決定されている。

指定予算額は、指定管理者が管理運営費提案額を算定する際に固定される額であり、過去の実績を基に算出された額となっている。

また、管理費のうち建築設備等保守管理費・環境維持管理費・保安警備業務費のほとんどは再委託されている。

再委託先の選定・契約方式は指定管理者に任されているが、複数年契約が導入されるなど再委託料の削減に努められており、年々逡減傾向にある。

最後に、以上の人件費・事務費・管理費の合計から指定管理者の自動販売機手数料・スポーツ用品販売手数料等を差し引き、指定管理料提案額とされている。

以下に、平成 19 年度体育館等の管理運営費提案額の算定過程を示す。

施設名：総合体育館、城北市民体育館、城南市民体育館、城東市民体育館、
城東テニスコート、城西市民体育館、森本市民体育館、浅野川市民体育館、
中央市民体育館
単位：千円

項目	内容等	金額	備考
人件費			
常勤職員費	2 人分	省略	
非常勤職員費	13 人分	省略	
臨時職員費	9 人分	省略	
合計		62,798	A

事務費	通信運搬費、保険料、利用申請書等作成費、券売機、水槽システム・コピー・パソコンリース、消耗品等 一式	省略	
合計		11,368	指定予算額
管理費			
電気料金		28,823	指定予算額
ガス料金		7,333	指定予算額
上下水道料金		3,530	指定予算額
燃料費		620	指定予算額
修繕費	20万円以下のもの	6,200	指定予算額
建築設備等保守管理費	昇降機保守点検業務	省略	耐圧検査含む
	消防用設備保守点検業務	省略	
	防火対象物点検業務	省略	
	空調設備機器保守点検業務	省略	
	自家用電気工作物保安点検業務	省略	
	受水槽清掃業務	省略	
	簡易水道水質検査業務	省略	
	地下排水槽ピット内清掃業務	省略	
	地下排水ポンプ保守点検業務	省略	
	し尿浄化槽維持管理業務	省略	
	海水熱帯魚観賞用水槽システム保守点検業務	省略	
	体育施設維持管理補助業務	省略	
	小計	16,290	
環境維持管理費	清掃管理業務	省略	不定期枝打ち含む
	樹木等維持管理業務	省略	
	一般廃棄物等収集運搬業務	省略	
	小計	19,626	
保安警備業務費	警備業務	省略	
	小計	2,084	
合計		38,000	～ の計 B

提案額合計 A + B = 管理運営費合計 C 100,798 千円

管理運営費合計 C + 指定予算額合計 = D 158,672 千円

E : 収入 8,689 千円

管理運営費提案額 D - E 149,983 千円

また、当該財団には、金沢市から職員1名が派遣されている。同職員は、当該財団の総務を担当しているが、金沢市の外郭団体改革の中でも、派遣職員を減らしていくことが方針にあげられており、当該財団は、市から自立した運営が可能と思われることから、できるだけ早期に派遣職員を引き揚げ、団体職員への切り替えを進めるべきである。

意見

財団法人金沢市スポーツ事業団には、金沢市から職員1名が派遣されているが、当該団体においては、運営体制が整ってきていることから、できるだけ早期に派遣職員を引き揚げ、団体職員への切り替えを進めるべきである。

(7) 再委託の状況について

平成19年度財団法人金沢市スポーツ事業団収支決算書から再委託の状況をまとめると、以下のようになる。

単位：円

施設又は項目名	平成19年度 事業費支出 B	平成19年度 再委託額 A	再委託率 (A/B)
体育館等	158,482,555	37,814,297	23.9%
額谷	10,072,975	4,741,057	47.1%
プール等	149,448,280	56,096,720	37.5%
鳴和台	63,220,604	36,302,412	57.4%
テニス等	56,170,068	10,252,550	18.3%
屋外スポーツ施設等	118,376,228	41,042,971	34.7%
内川・戸室スポーツ広場	51,274,075	37,516,952	73.2%
野球・サッカー場	38,163,048	22,335,952	58.5%
生涯スポーツ学院	24,670,765	10,019,906	40.6%
金沢市受託事業	5,629,553	4,409,915	78.3%
管理費	28,212,377	683,275	2.4%
合計	703,720,528	261,216,007	37.1%

平成19年度の事業費支出に占める再委託率は、平均して37.1%であり、50%以上の施設等が4つ存在する。

施設ごとに再委託業務の承認を金沢市から得ているが、契約方式や契約金額は、指定管理者である当該財団に一任されている。

当該財団には「自分たちで出来ることは、自分たちでする」姿勢がみられ、複数年契約を取り入れるなど、コスト削減の努力が認められる。今後とも再委託する業務の縮減に努められたい。

また、再委託先からの情報流失防止策として、金沢市と当該財団との間で締結された「金沢市体育施設の管理に関する協定書」第 22 条「個人情報の保護」を受けて、「個人情報の取り扱いに関する特記事項」の遵守が義務付けられており、指定管理者はあらかじめ金沢市の書面による承認があるときを除き、管理業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならないとされている。

加えて、指定管理者は、金沢市の承認により、管理業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、金沢市が指定管理者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとするとしているが、現時点では、個人情報の取り扱いを含む業務を再委託業者に委託した契約は見受けられない。

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映している。

また、担当課が指定管理者の事業評価を行い、その評価結果がインターネットで公表されている。

評価結果を見ると、評点 2 (目標や計画どおりの成果があった) ・総合評価 A (総合評価の結果、適正である) がほとんどであった。

これは評点項目が 4 段階 (0 点から 3 点) にしか分かれておらず、詳細な評価ができないためであると思われる。

さらに詳細な評価を実施するため、評点項目の段階を増やし、評価結果の合計点数が低い場合には、指定管理者に対し、適正となるよう指示することが必要と考える。

(9) 過去の外部監査における指摘に対する措置状況の確認

平成 14 年度の外部監査 (委託料) において、スポーツ施設の実際の収入と支出を把握して収支責任を持たせるべきとの指摘があった。

今回の監査の結果、根拠条例ごとに体育施設をいくつか括った単位ごとに職員費や共通管理費は各体育施設に配賦していないが、その他の費用と使用料収入は各体育施設ごとに把握しており、各体育施設の施設管理費に占める使用料収入の割合も算出していた。

将来的には、共通費も配賦し、修繕費も算定し、使用料以外の収入も明らかにして、各体育施設ごとの収支を明確にして経営改善に生かすべきである。

26. 地区公民館管理運営業務料

委託業務区分
施設管理運営 各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容
地区公民館管理運営業務
業務委託理由別分類
市民協働社会の実現に向けた住民参画の奨励
款・項・目
教育費・社会教育費・公民館費
担当課
教育委員会生涯学習部生涯学習課
委託料
1. 当初予算計上額
589,325,000 円
2. 最終支出額
585,426,650 円
委託履行期間
平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期
平成 15 年度以前
委託契約先名称
各地区公民館振興協力会
委託契約先分類
NPO 法人等
契約方法
指定管理者制度
公募によらなかった場合の理由とするもの
地域コミュニティ施設
契約期間
平成 17 年 4 月より 5 年間
再委託の有無
有

(1) 委託業務の概要

昭和 20 年に公民館が発足した。公民館は自主的な学習活動を支援する身近な生涯学習の中核施設である。また、世代を超えた地域づくりの拠点でもある。

人口 45 万 6 千人の金沢市には、中央公民館が 2 館、概ね小学校区ごとに設置されている地区公民館が 60 館ある。地区公民館 1 館当たりの人口は 7 . 6 千人となっており、他の自治体に比べ、地区公民館の設置が充実されている。ちなみに、他の自治体をみると以下のようになっている。

浜松市	人口 81 万 1 千人	37 公民館	1 館当たり 21. 9 千人
岡山市	人口 70 万 1 千人	37 公民館	1 館当たり 18. 9 千人
西宮市	人口 47 万 7 千人	23 公民館	1 館当たり 20. 7 千人
倉敷市	人口 47 万 2 千人	29 公民館	1 館当たり 16. 3 千人
旭川市	人口 35 万 7 千人	14 公民館	1 館当たり 25. 5 千人

金沢は、古くから町内自治、善隣館活動など相互扶助による自治活動が盛んであった。この精神を引き継ぎ、地域団体と連携しながら、「金沢方式」と呼ばれる特色ある運営方式で、各地区公民館の運営が行われている。

「金沢方式」では、公民館運営費の概ね 75%相当額を委託費として金沢市が支出しており、残り 25%は、各公民館の地元負担金で賄われており、各地区公民館では、住民が主体となった特色ある活動が盛んに行われている。

(2) 業務委託理由について

委託の理由は、市民協働社会の実現に向けた住民参画を奨励するためである。

平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、これまで管理委託制度を採用していた地区公民館においても指定管理者制度を導入することになった。

前述の、地域主導による「金沢方式」を崩さないため、運営母体である指定管理者については、従来から地域主導で公民館に設置されていた各地区公民館振興協力会とした。よって、委託の理由は理解することができる。

また、監査人が実査した公民館においても、地域主導で多くの事業を展開しており、金沢方式の地区公民館制度が地域において正常に機能している点については全く問題がない。

とはいえ、本来の、公の施設における指定管理者制度導入の趣旨である業務の効率化についてもある程度考察する必要があると考えられるため、指定管理者制度導入前後（平成 16 年度、平成 17 年度）の公民館管理運営委託料の推移を確認した。

指定管理者制度移行前後の委託料の変化：単位（千円） (参考)

	平成 16 年度	平成 17 年度	増減額	増減率	平成 19 年度
委託料	570,755	580,565	9,810	1.7%	587,247

指定管理者制度導入前に比べ導入後の全体の委託料は、570,755 千円から 580,565 千円に増加しており、平成 19 年度には 587,247 千円に増加しているが、これは、人件費が年々上昇していくことなどがその理由である。

(3) 契約内容について

指定管理者制度を導入している。

平成 17 年度から指定管理者制度に移行したが、その際には、公募によらず選考によって指定管理者が決定されている。

これは、金沢市の「指定管理者制度導入移行に際しての本市の基本方針」(平成 16 年 8 月 17 日)において、地区公民館はこれまで実質的な管理を関係住民で行ってきたところであり、今後とも関係住民で行うことが望まれるため、関係住民で組織する団体に管理運営を委ねることにしたことから、担当課が各地区公民館振興協力会を指定管理者として選考し、「金沢市指定管理者選定会」に諮った上で決定したものである。

なお、指定管理者を選定した「金沢市指定管理者選定会」は、会長が金沢市副市長で、選定員は各部局長、幹事は各課長で構成されており、外部の人材は、全く登用されていなかった。指定管理者の選定の公平性・透明性を立証するためには、外部委員の登用が必要であったと思われるが、平成 20 年度に実施した「金沢市指定管理者選定会」では、外部委員 2 名(大学名誉教授、公認会計士)が登用されており、既に改善が図られている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額と最終支出額の差額 3,898,350 円の不用額が発生しているが、これは、当初予算計上額に対して 0.66%の不用額である。

不用額は、予算計上時に予測できなかった公民館職員の早期退職等により発生したものであったが、そのうち 3,135,395 円が同じ地区公民館費の中の施設整備費の予算不足額に流用されている。

(6) 対価としての妥当性について

予算計上額の計算根拠は、まず各公民館の前々年度の管理運営費の実績を人件費・管理費・事業費に分け、人件費については、翌年度配置予定公民館職員(主事・事務員)の年間人件費の 75%に、加算要因として世帯数が 1,000 世帯を下回る館に助成し、減算要因としては、事務員等の時間外限度日数を 10 日に制限し、主事昇給停止年齢を 55 歳又は 60 歳としている。

管理費については、実績額から「控除対象経費」を控除した額の 75%に、加算要因として土地借り上げ料を 40 万円を限度として 100%助成する。

事業費については、実績額から「控除対象経費」を控除した額の 75%とする。

なお、管理費・事業費については、前年度委託料との差額の上下限を 30 万円になるように激変緩和措置を行っている。

上記の計算根拠では、各公民館の事業内容に変更がなければ、人件費の上昇により指定管理料が年々増大することは明らかである。

また、各地区公民館の平成 19 年度決算では百万円以上の剰余金を計上した公民館が 11 館あり、60 公民館の合計では 4 千万円以上に達している。

しかし、各公民館では、金沢市からの委託料収入を充当して実施する事業と地元負担金等のみを充当して実施する事業を区分せず、単一の帳簿で経理していることから、剰余金が金沢市の指定管理料から派生したのか、地元負担金等から派生したのかは、一見して確認することができなかった。

平成 19 年度の各地区公民館の収支決算書により、委託料算定対象事業の支出に対する委託料の割合を確認したところ、市が概ね負担すべき 75%を下回っていることが確認できたが、市の委託料を充当して実施する事業と地元負担金等のみを充当して実施する事業を明確に区分して経理しておく必要がある。

加えて、各公民館の収支決算はその地区住民にのみ公開されているが、金沢市が運営費の概ね 75%相当額を委託費として支出していることから、市のホームページ上等ですべての公民館の収支決算書を公開することも検討する必要がある。

なお、監査人が地区公民館を実査したところ、基金・積立金等で 1 千万円を超える公民館があったことから、ペイオフ対策が適正に実施されるよう市から指導する必要がある。

意見

市は、地区公民館の経理において、市委託対象事業と地元自主事業を明確に区分するよう指導するとともに、市のホームページに、公民館の収支決算書を公開することを検討する必要がある。

意見

市は、地区公民館の基金・積立金等のペイオフ対策が適正に実施されるよう指導する必要がある。

(7) 再委託の状況について

公民館施設整備事業において、契約書上、再委託が禁止されている。担当課によれば、見積書の提出で再委託の事前承認を兼ねているとのことである。

なお、再委託先からの情報流失防止について、金沢市と各地区公民館振興協会との間で締結された「各地区公民館の管理運営に関する協定書」第 9 条「個人情報情報の保護」を受けて、「個人情報の取り扱いに係る特記事項」の遵守が義務付け

られており、指定管理者はあらかじめ金沢市の書面による承認があるときを除き、管理業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならないとされている。

また、指定管理者は、金沢市の承認により、管理業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、金沢市が指定管理者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとなっているが、金沢市として随時モニタリングまでは行われていない。

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を翌々期の予算見積計算に反映しているため、予算額算定の根拠としては適正である。

また、担当課が指定管理者の事業評価を行い、その評価結果がインターネットで公表されている。

評価結果を見ると、効率性のみが評点 2 (目標や計画どおりの成果があった) で、安定性・専門性・サービスは評点 3 (最高点) で、総合評価 S (総合評価の結果、優れていると認められるもの) であった。

(9) 過去の外部監査における指摘に対する措置状況の確認

平成 14 年度の外部監査 (委託料) において、委託料の計算ルールの策定と公開、各地区公民館振興協会の監査能力を高めるべきであるとの指摘があった。

については、対価としての妥当性には問題があるが、明確な計算ルールが策定され、公開されている。

については、60 公民館のうち、監査報告書が収支決算書に添付されていたものが 24 館であった。残りの 36 館には監査報告書が添付されていなかった。

監査報告書を添付している公民館も積立金等の残高監査をしていることが明らかなのは 3 館のみであった。

監査報告書を添付していない公民館も監査を受けているならば、金沢市は各公民館の収支決算書に監査報告書を添付するように指導すべきである。

27. 金沢市生きがい情報作業センター施設管理運営費

委託業務区分	施設管理運営
委託業務内容	情報通信を活用した作業等を通して、高齢者や障害のある方の生きがいの増進及び社会参加を図る施設である金沢市生きがい情報作業センターの管理運営
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減 民間感覚により市民サービスの向上を図るため
款・項・目	民生費・老人福祉費・老人施設福祉費
担当課	福祉健康局長寿福祉課
委託料	
1. 当初予算計上額	17,684,000 円
2. 最終支出額	17,684,000 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 11 年 3 月
委託契約先名称	北陸総合警備保障株式会社
委託契約先分類	営利法人
契約方法	指定管理者制度
公募によらなかった場合の理由とするもの	指定管理者を公募しており、該当なし
契約期間	平成 17 年 4 月より 5 年間
再委託の有無	有

(1) 委託業務の概要

経緯

金沢市は、平成6年に従来の行政事務の情報化を中心とした計画から「高度情報化総合ビジョン」として36システムに及ぶ新しい情報化計画を策定し、平成13年3月、IT技術の進展、社会システムの変化から計画の評価・見直しを行い、新たな情報化基本計画として「市民が創る、にぎわいと風格のある街・IT都市金沢」の構築を基本理念とする「金沢市高度情報化アクションプラン」を策定している。一方、情報長寿社会の実現を目指し、高齢者医療・福祉のための情報通信システムの整備と、その有用性の実証等を行う「金沢情報長寿のまちづくり事業」を実施し、平成11年3月、高齢者・障害者のより一層の生きがい創出と社会参加の推進を図ることを目的に、市立小立野小学校の余裕教室を改装し「金沢市生きがい情報作業センター（後に金沢市小立野生きがい情報作業センター）」を開設している。

同センターでは、インターネット等を活用したテレワーク機能と情報バリアフリー環境を合わせて整備・提供し、インターネット等の情報通信を活用した就労支援（高齢者・障害者の登録ワーカーへのホームページ作成や議事録作成（テープ起こし）などの業務仲介）や、簡単な文書入力だけでホームページを自動的に作成できる「らくらくウェブ工房」システム等により、高齢者・障害者の情報発信活動の支援などを行い、成果を上げている。

また、テレビ会議システムやインターネットなどを活用した各種交流イベントの実施や、市内の段差や階段、車椅子用トイレの設置情報などを「かんたんバリアフリーマップ」として制作し公開するなど、多様な活動の拠点となっている。

平成14年1月には、高齢者のパソコンへの関心の高まり等を背景とした、利用ニーズの増大に対応するため、市立金石中学校内に二つ目のセンターを開所するとともに、平成15年度には市立泉中学校内に三つ目となるセンターが開所された。

以上の経緯は、高齢化が急速に進展する中で、高齢者・障害者とそうでない人々との情報格差が就業の場において拡大している、そのような状況下での国の施策である地域・生活情報通信基盤高度化事業（高齢者・障害者向けの情報通信システムを設置することで、これらの人々が最適な環境でテレワークを行うことができる情報バリアフリー・テレワークセンターを整備し、全ての人々が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリーな環境の実現に貢献しようとする目的の施設整備事業）に沿ったものである。

上記施設整備事業の内容は、高齢者・障害者向けの情報通信システム等を設置した情報バリアフリー・テレワークセンター施設を整備する地方公共団体等に対してその整備に必要な経費の一部を補助するものであり、事業主体は都道府県、市町村、第3セクター、公益法人であり、支援の対象はセンター施設、送受信装置、高齢者・障害者向け情報通信利用装置、用地取得費等であり、事業主体が市町村の場合は、国の補助率は3分の1で、残りの3分の2を市町村が負担するというものであった。

現状

委託している業務は、市内在住の 55 歳以上の方、障害のある方を利用対象とする市内に 3 箇所ある金沢市生きがい情報作業センター（金沢市小立野生きがい情報作業センター、金沢市金石生きがい情報作業センター、金沢市泉生きがい情報作業センター）の管理運営である。

施設の概要は、パソコン教室と事務室及びパソコン 16 台とその周辺機器であり、指定管理者として行う業務の範囲は下記のとおりである。

- ア 各センターの使用の承認に関すること。
- イ 各センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- ウ 金沢市生きがい情報作業センター条例第 3 条に規定する作業等の内容の実施に関すること。

（作業等の内容）

第 3 条 生きがい情報作業センターにおいて情報通信を活用して行う作業等の内容は、次のとおりとする。

- ） 情報通信に係るホームページ、各種データ等の作成
- ） 電子メールの翻訳及び文書の点字翻訳
- ） 地域における福祉保健に関する情報の提供、各種相談相互交流等の支援活動
- ） 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な作業等

（平 13 条例 77・一部改正）

- エ その他 3 センターの管理上市長が必要と認める業務
（金沢市生きがい情報作業センター指定管理者募集要項より）

（ 2 ）業務委託理由について

業務委託の目的とするところは業務の効率化（経費削減）と市民サービス（民間の知識ノウハウの利用による）の質の向上の両方を目指したものである。

（ 3 ）契約内容について

指定管理者制度を導入している。

平成 17 年度から公募による指定管理者制度へ移行しており、金沢市生きがい情報作業センター条例第 12 条の規定により、北陸総合警備保障㈱が指定管理者として指定されている。

指定期間は平成 17 年 4 月～平成 22 年 3 月の 5 年間であり、当該年度はその 3 年目に当たる。

当該指定管理者は、応募 3 社のうち、指定管理者としての適格性、安定的効率的な管理運営の維持、専門的なサービス供給及び市民サービスの向上の各区分毎の審査項目の評価において、最高得点を獲得していることを確認した。

ただし、平成 16 年金沢市指定管理者選定会名簿を閲覧する限り、会長以下 7 人の選定委員は全て、当時の助役以下金沢市役職者であり、外部有識者等の参加は

なく、指定管理者の選定の公平性・透明性を立証するためには、外部委員の登用が必要であったと思われる。

なお、平成 20 年度に実施した「指定管理者選定会」では、外部委員 2 名（大学名誉教授、公認会計士）が登用されており、既に改善が図られている。

（４）入札について

該当なし

（５）予算の正確性の検証

当初予算計上額と最終支出額は一致している。

（６）対価としての妥当性について

標準管理運営積算及び収支決算

金沢市生きがい情報作業センター標準管理運営費積算表（平成 17 年度） 単位：千円

項目		内容等	金額
人件費	常勤職員	各センター職員 1 人（諸経費含む）	6,900
	臨時職員	各センター職員 2 人（諸経費含む）	4,400
	合計		11,300
事務費	事務費	通信運搬費、コピーリース、消耗品一式	1,500
	事務補助費	IT ボランティア報酬等各センター 1 人	1,600
	合計		3,100
管理費	電気料金		800
	ガス料金	GHP 用	300
	修繕費	修繕料	300
	清掃費	日常清掃、便所清掃	1,470
	機械警備	機械警備業務一式	420
	OA 機器保守点検	OA 機器保守点検	410
	GHP 保守点検	GHP 保守点検	100
	合計		3,800
	標準管理運営費合計		

上記積算表金額には、消費税額を含む。

なお、積算根拠について質問したところ、人件費等に関する積算の根拠は、市の予算単価とのことであった。

なお各科目の積算基礎となっている、職員等の人件費単価、人数、日数に関しては、説明を受けた後で現場視察及び日報等の閲覧により、特に問題となるものはなかった。

次に、平成 19 年度収支決算書を示す。

単位：千円

項目	人件費	10,850
	事務費	3,100
	管理費	3,734
収入合計		17,684

単位：千円

支出科目		金額	支出	金額	差額	
人件費	常勤職員	6,750				
	非常勤職員	4,100				
			人件費	10,410		
			管理経費	440		
人件費合計		10,850		10,850	0	
事務費	事務費	1,500	事務費			
			事務費	900		
			複写機リース料	176		
			教材費	33		
			ケーブルテレビ	162		
			電話料	340		
		事務補助費	1,600	事務補助費		
				ボランティア経費	1,425	
				保険料	3	
				事務費・事務補助費計	3,039	
			管理経費	61	0	
事務費合計		3,100		3,100		
管理費	電気料金	800	同左	635		
	ガス料金	300	同左	359		
	修繕費	300	同左	96		
	清掃費	1,404	同左	1,328		
	機械警備費	420	同左	420		
	OA 機器保守点検	410	同左	386		
	GHP 保守点検	100	同左	99		
				管理費計	3,323	
			管理経費	411		
管理費合計		3,734		3,734	0	
合計		17,684		17,684	0	

上記のとおり、収支及び支出科目の人件費、事務費、管理費毎に予算と実績が合致しており問題はない。

まず、予算個別要求書の人件費に関する、各科目(報酬、手当、賃金、福利厚生費等)を精査する限り特に異常なものはなかった。

次に支出科目毎の実績についても、現場視察等の結果によっても実態を正確に反映したものであり、特に調整をしなければならない異常なものはなかった。

現地視察

監査人が、金沢市生きがい情報作業センターの一つである、小立野生きがい情報作業センターを視察した。仕様書においては「指定管理者は、金沢市の所有に属する物品については、「金沢市財務規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理を行うものとなっており、また、指定管理者は同規則に定められた物品管理簿を備えて、その保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない」と記載されているところ、パソコン及びプリンター等はすべてリース契約であるという理由と施設内の設備及び物品等は全て金沢市所有の財産及び管理下にあるという理由(台帳は担当課保管)で、施設毎の物品管理簿の常備と購入及び廃棄等の異動の報告は行われていなかった。

加えて、「指定管理者は、業務において使用する金沢市の所有に属する物品のうち、重要物品、備品については、「金沢市財務規則」に基づく現在高の調査を行い、同規則に定めるところにより、市に報告しなければならない」とあるところ、報告は行われていなかった。

また、台数は少ないものの、すでに使用していないパソコンやプリンター等も存在していた。

意見

生きがい情報作業センターにおいては、指定管理者に対し、施設内の物品の保管状況及び異動等の報告を適正に実施するよう指導する必要がある。

なお、金沢市生きがい情報作業センター業務の実態はシニアパソコン教室であった。したがって、民間施設と競合する業務内容であり、市内の他の2施設についても同様であるとのことである。

パソコンをいつでも気軽に利用できる施設として、高齢者(但し利用対象者は金沢市に住所を有する55歳以上の方及び障害のある方)に対して、受託者である北陸総合警備保障(株)の施設職員である所長と臨時職員である女性1名が高齢者のパソコン操作等に関する質問に答え、操作や指導を行っていた。

施設の受付簿を閲覧したところ、ITボランティアの方を含め、毎日約20名の来場者の記帳は確認されたが、来場者は日によって多少の変動は見られるもののほとんど固定されたものであった。

なお、ITボランティアとは、シニアパソコン教室で、ある程度技能を取得した方が登録することによって、実費程度は支給され、指導する側に回るということであった。

また、視察する限り、来場者のほとんどは高齢者であり、IT機器操作の熟練によって、新しく職を得ようとすることを目的とする55歳から60歳前後にかけ

での、いわゆる就業の場における情報格差(情報機器操作格差)に切羽詰った感じの中高年者等も見受けられなかった。このような状況は他の2施設もあまり変わらないという説明であった。

金沢市生きがい情報作業センターのパンフレットには、業務概要として「シニアパソコン教室に加え、次の業務も行っています」との記載があり、データ処理業務、ホームページ作成、テープ起こし、文書作成のほか、手話コミュニケーションサービス、行政情報の提供サービスを掲げている。

これは、地域・生活情報通信基盤高度化事業における情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業のうちの、テレワークセンターにかかる部分と思われるが、小立野生きがい情報作業センターを視察するかぎり、現在は開店休業の状態であり、シニアパソコン教室だけが行われているのが現状である。

当初の目的の一つであるインターネット等を活用したテレワーク機能と情報バリアフリー環境を合わせて整備・提供し、インターネット等の情報通信を活用した就労支援(高齢者・障害者の登録ワーカーへのホームページ作成や議事録作成(テープ起こし)などの業務仲介)や、簡単な文書入力だけでホームページを自動的に作成できる「らくらくウェブ工房」システム等による高齢者・障害者の情報発信活動の支援などは、ほとんど行われてはいなかった。

また、施設の開設時間は午前9時から午後4時までであり、休館日も、年未年始のほか、日曜日及び土曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日となっており、ほぼ市に準じたものとなっている。

これについては、休日にも開館して欲しいという声もあるようであるが、「特に職業訓練を目的とした施設ではない」との理由で、休日の開館は今のところ予定してはいないということであった。

現状の利用状況(情報通信を利用したホームページの作成及び更新、テープ起こし等のデータ処理業務は実施されておらず、障害のある方の利用状況も活発とはいえない)から判断する限り、施設周辺に居住するお年寄り20名前後のパソコンとその周辺機器の利用サロンと化している観は否定できない。

したがって、現状の活動が民間施設と競合する業務内容であるといえることから、費用と効果の観点から当該施設とその事業の存続を含めた抜本的見直しが必要な時期に来ていると思われる。

意見

生きがい情報作業センターにおいては、現状の活動が民間施設と競合しており、費用対効果の観点から、当該施設とその事業の存続を含め、抜本的見直しについて検討する必要がある。

(7) 再委託の状況について

下記の保守管理業務については再委託されている。

業務	金額(千円)	比率
清掃業務	1,328	
機械警備	420	
空調機保守管理	99	
OA 機器保守点検	386	
合計	2,233	12.6%
委託料合計	17,684	

再委託については、金沢市生きがい情報作業センターの管理に関する協定書第21条(乙は、管理業務を第三者に委託してはならない。但し、管理業務の一部であって、自ら行うことが困難であるものについては、甲の承認を得たときはこの限りではない)に基づき、あらかじめ市の承認を得て、再委託されていた。

(8) 事後評価の実施状況

担当課は、業務完了報告書の提出を受けている。

また、担当課が指定管理者の事業評価を行い、その評価結果を行政経営課に提出し、第三者評価委員会(外部有識者のみで構成される)のチェックを受けて、インターネットで公表されている。

評価結果を見ると、「施設の管理運営において、概ね適正に実施されている。今後も施設の設置目的に沿うようますます充実した運営を行っていかれるよう期待する。」のコメント付で総合評価をA(総合評価の結果、適正である)としていた。

28. 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場等管理業務委託

29. 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場等管理業務委託

委託業務区分	施設管理運営
委託業務内容	駐車場の供用に関する管理 駐車場の施設及び設備の維持管理 その他
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	総務費・総務管理費・交通対策費
担当課	都市政策局交通政策部歩ける環境推進課
委託料	
1. 当初予算計上額	
	20,400,000 円 (金沢駅第1等) 16,800,000 円 (西金沢駅前等)
2. 最終支出額	
	20,400,000 円 (金沢駅第1等) 16,800,000 円 (西金沢駅前等)
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	財団法人金沢まちづくり財団
委託契約先分類	金沢市の外郭団体
契約方法	指定管理者制度
公募によらなかった場合の理由とするもの	指定管理者を公募しており、該当なし
契約期間	平成 17 年 4 月より 5 年間
再委託の有無	有

(1) 委託業務の概要

沿革

事業の開始年月 : 昭和 56 年 10 月

委託事業化の開始年月 : 平成 3 年 4 月

現状・内容

業務内容は、駐車場内を適宜巡回し、必要に応じて自転車等の整理及び誘導を行うこと、定期的に長期駐車自転車等の利用状況を調査し、移動保管する旨の警告を行うこと、長期駐車自転車等のうち、連絡先の明確なものは、電話等で所有者に対して引き取りに来るように連絡すること、収集した長期駐車自転車等を保管台帳に記載するとともに、一定期間経過し再利用不可能なものは、金沢市が指定する事業者へ受け渡すこと、駐車場内の掃除を行うことなどである。

委託対象の自転車駐車場の設置場所、収容台数、開設日は以下のとおりである。

(金沢駅第 1 等)

	名称 (自転車駐車場は省略)	設置場所	収容台数		開設日
			自転車	原付	
1	金沢駅第 1	北安江町へ 61 番地 6	598	122	平成 3 年 4 月 1 日
2	金沢駅第 2	北安江町ト 130 番地 2	612	0	平成 3 年 4 月 1 日
3	金沢駅第 3	昭和町 631 番地 2	694	30	平成 9 年 3 月 20 日
4	金沢駅原付バイク 駐車場	日吉町 18 番地 2	0	69	平成 3 年 4 月 1 日
5	金沢駅東	昭和町 16 番 2 号	60	0	平成 2 年 4 月 1 日
6	本町 2 丁目	本町 2 丁目 608 番地 2	320	0	平成 7 年 9 月 26 日



金沢駅第 1



金沢駅第 2



金沢駅第 3



金沢駅原付バイク駐車場



金沢駅東



本町 2 丁目

(西金沢駅前等)

	名称 (自転車駐車場は省略)	設置場所	収容台数		開設日
			自転車	原付	
1	西金沢駅前	西金沢1丁目14番地	775	45	平成6年6月1日
2	東金沢駅東	三池町208番地3	820	20	平成14年10月21日
3	東金沢駅西	三池町263番地5	195	10	平成16年4月1日
4	森本駅東第1	弥勒町口61番地2	308	4	平成17年4月1日
5	森本駅西	弥勒町ワ30番地	285	15	平成14年11月29日
6	野町駅前	野町5丁目59番地1	50	0	平成7年4月1日
7	馬替駅前	馬替2丁目91番地先	35	5	平成5年3月31日
8	額住宅駅前	額新町1丁目20番地先	100	0	昭和57年12月12月
9	乙丸駅前	額乙丸町八210番地	150	0	平成6年4月1日
10	割出駅前	諸江町ワ74番地3	36	0	平成13年4月1日
11	蚊爪駅前	蚊爪町イ147番地2	30	0	平成15年4月14日
12	みどり1丁目バス停前	みどり1丁目218番地	17	3	昭和56年4月1日
13	光が丘2丁目	光が丘2丁目59番地	50	0	昭和56年11月15日
14	四十万バス停前	四十万町北カ126番地	42	0	平成7年4月1日
15	金石バス停前	金石西3丁目1番地1	181	10	平成11年4月8日
16	木越団地	木越2丁目1番地	9	3	平成15年5月1日
17	矢木1丁目	矢木1丁目102番地	18	0	平成16年2月17日
18	表参道	安江町122番地3	30	10	平成18年4月15日
19	香林坊地下	香林坊1丁目24番地	607	50	昭和61年9月20日
20	香林坊	片町2丁目269番地2	50	10	平成14年10月13日
21	柿木畠	片町1丁目31番地1	170	30	平成9年8月19日
22	片町広場	片町2丁目573番地	40	20	平成12年7月17日



西金沢駅前



東金沢駅



東金沢駅西



森本駅東第1



額住宅駅前



香林坊地下

現場往査において、業務実態を視察、職員にヒアリングし、書類を通査した結果、仕様書に記載されている委託業務が適正に実施されていると判断した。

(2) 業務委託理由について

政策目的：新金沢市総合交通計画

世界都市金沢にふさわしい交通体制を構築することを目的とする。

事業目的：公共の自転車等駐車場の適正な管理運営の実施

委託事業化した目的：業務の効率化及び人件費等その他経費の節減

委託の理由に関して、合理的であると判断した。また、委託経費のうち大きなウエイトを占める管理員の時間単価は低く設定されており、経費節減が図られていると判断できる。

(3) 契約内容について

平成16年度に指定管理者が公募され、指定管理者選定会の審査により、金沢駅第1等は応募6団体、西金沢駅前等は応募2団体の中から財団法人金沢まちづくり財団が選定され、委託者と協定が締結されている。指定期間は、平成17年度から平成21年度までである。協定書上、違法性はないと判断した。

(4) 入札について

指定管理者の選定審査は、応募のあった団体を、金沢市の選定員7名により、安定的・効率的な管理運営の維持の観点と専門的なサービス供給及び市民サービスの向上の観点から評価し、実施された。

選定の主な理由として、施設の設置目的を正しく理解しており中立・公平な管理運営が期待できること及びトラブルの未然防止や発生時の対応について有効な提案があったことが、金沢市ホームページに公開されている。

「金沢市営金沢駅第1自転車駐車場等管理業務委託と西金沢駅前自転車駐車場等管理業務委託を分けて指定管理者を公募したことについては、指定管理者の受注機会を考慮したためである。」というのが市の見解である。

収容台数全体の約4割が集積し、徒歩等により巡回が可能である「金沢駅周辺地区」と、市内全域に整備されている金沢駅周辺以外の「その他地区」の2つに集約し管理することで、効率的な施設運営が可能となると想定したが、金沢駅周

辺以外の「その他地区」への応募者数が少ないことから、管理区域について今後検討する必要があると思われる。

(5) 予算の正確性の検証

前年度実績や新年度業務内容・時間を基に積算を実施しており、予算の正確性の観点からは、問題はないと判断した。

(6) 対価としての妥当性について

過去3年間の委託料の推移表

(金沢駅第1等)

単位：円

委託者名称	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(財)金沢まちづくり財団	20,400,000	20,400,000	20,400,000

(西金沢駅前等)

単位：円

委託者名称	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(財)金沢まちづくり財団	22,000,000	21,100,000	16,860,000

委託料のうち大きなウエイトを占める自転車等駐車場の管理者に係る経費の積算方法は、管理員の業務時間に単価を乗じて算出したものである。

金沢市及び受託者は、管理員の業務時間削減などコスト面を含む業務効率化について検討しているとのことであるが、過去3年間の委託料をみると、金沢駅第1等はコスト低減はないが、西金沢駅前等は管理員配置時間の見直しによるコスト低減が見られる。西金沢駅前等のコスト低減におけるサービス水準変化の検証を行った結果、特に支障が発生しなかったことから、金沢駅第1等においても管理員配置時間の見直しを行い、平成20年度の協定では経費節減が実施されている。

管理員の配置人数と配置時間

(金沢駅第1等)

	名称 (自転車駐車場は省略)	人数	配置時間	開場時間
1	金沢駅第1	1	午前5時30分から午後12時	午前5時30分から午後12時まで
2	金沢駅第2	2	午前6時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで
3	金沢駅第3			午前6時から午後10時まで
4	金沢駅原付バイク駐車場			午前6時から午後10時まで
5	金沢駅東			午前0時から午後12時まで

6	本町2丁目	1	午前7時から午前9時まで 午後4時から午後6時まで 土日祝・年末年始は配置しない。	午前0時から午後12時まで
---	-------	---	---	---------------

(西金沢駅前等)

	名称 (自転車駐車場は省略)	人数	配置時間 (年末年始の配置時間は省略)	開場時間
1	西金沢駅前	1	午前5時30分から午前10時まで 午後4時から午後12時まで	午前5時30分から 午後12時まで
2	東金沢駅東	1	午前6時から午前10時まで 午後4時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで
4	森本駅東第1	1	月～金 午前6時から午後10時まで 土日祝 午前6時から午前10時まで 午後4時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで
5	野町駅前	1	午前7時から午前9時まで 午後4時から午後6時まで 日祝はなし	午前0時から午後12時まで
6	香林坊地下	1	午前6時から午後10時30分まで	午前6時から午後10時30分まで
7	柿木畠	1	月～金 午前7時30分から午前9時30分まで、午後5時30分から午後7時30分まで 土日祝 午前10時から午後7時30分まで	午前0時から午後12時まで

管理員の業務時間数が委託費の金額に影響を与えている。

受託者からの報告のあった収支状況報告書(うち、支出の部を記載した)
(金沢駅第1等) 単位:円

支出項目	17年度	18年度	19年度
人件費	935,502	875,888	845,101
給料手当	806,432	766,367	750,660
福利厚生費	129,070	109,521	94,441

事務費	275,233	275,042	408,132
消耗品費	54,289	68,460	198,800
通信運搬費	141,404	129,265	132,303
租税公課	67,074	64,092	64,152
保険料	0	0	0
雑費	12,466	13,225	12,877
管理費	19,191,633	19,067,484	19,070,017
光熱費	2,755,280	2,738,986	2,749,141
修繕費	99,545	45,570	100,000
印刷製本費	62,334	94,080	21,294
賃借料	2,940	2,940	2,940
燃料費	0	0	0
委託費	16,271,534	16,185,908	16,196,642

(西金沢駅前等)

単位：円

支出項目	17年度	18年度	19年度
人件費	2,182,871	2,043,761	1,971,899
給料手当	1,881,683	1,788,190	1,751,540
福利厚生費	301,188	255,571	220,359
事務費	454,506	620,654	614,685
消耗品費	86,961	261,038	267,058
通信運搬費	154,335	159,105	144,853
租税公課	129,708	122,549	118,756
保険料	71,660	64,730	69,390
雑費	11,842	13,232	14,628
管理費	18,401,838	17,549,818	13,531,340
光熱費	2,207,636	2,020,071	1,944,027
修繕費	195,095	118,965	180,000
印刷製本費	68,470	362,250	85,176
賃借料	412,261	378,000	395,640
燃料費	135,638	99,620	87,088
委託費	15,382,738	14,570,912	10,839,409

委託費は、自転車等駐車場管理委託、掃除業務委託（トイレ・ガラス・床掃除） 消防施設管理委託（火災報知装置・消火器等） 廃棄物処理業務委託である。

西金沢駅前等の委託費の減少は、管理員業務時間の削減によるものである。

(7) 再委託の状況について

指定管理者から当該事業の執行に際して、次の理由から再委託承認申請があり、市はこれを適当とし、再委託の承認をした。

経費節減及び高齢者雇用促進を図るため。(駐車場管理員派遣業務、駐車場管理業務)

業務内容が専門的であり、特殊性が高いため。(清掃業務、消防設備保守点検業務、一般廃棄物収集運搬業務)

の管理業務は、時間単価が低く設定されており、再委託により経費節減が図られていると判断できる。 の掃除業務は、必ずしも専門的な業務とはいえない。

(8) 事後評価の実施状況

「モニタリングにおいて、すぐに改善すべき点はみられない。受託者は自転車等駐車場の管理員に対して、利用者への接遇研修を実施しており、適切な業務履行に努めている。」というのが市の見解である。

モニタリングとしての利用者アンケート調査は、平成 20 年 3 月 12、13 日午前 10 時から午後 3 時、金沢駅第 3 駐車場内において 84 名、西金沢駅前駐車場内において 45 名の施設利用者に対して、聞き取りで実施された。

質問項目は、次のとおりである。

問 1 : 駐車場の利用回数

問 2 : 駐車場の 1 回当たりの駐車期間

問 3 : 駐車場の利用目的

問 4 : 駐車場施設の感想

問 5 : 問 4 の分類

問 6 : 管理員の対応

問 7 : 問 6 で悪いと答えた具体的事例

利用者アンケート調査結果のまとめとして、4 分の 3 以上の利用者が、管理員の対応が良いと回答しており、接遇研修の効果が現れていると考えられる。

少数ではあるが、駐車スペースの確保や駐車方法(いつも満車状態で駐車場所を探すのに苦労するという人がいた)に対する意見があった。

これらの意見に対しては、現在、管理員は空いているスペースへの誘導や、本業務中の別の自転車等駐車場の案内も実施しているとのことであり、適宜対応されていると判断できる。

モニタリングの実施頻度については、年 1 日(平成 18 年度)か、2 日(平成 19 年度)程度であり、回数として適当なのかは疑問である。

意見

金沢市営自転車等駐車場のモニタリングとしての利用者アンケート調査の実施頻度を検討する必要がある。

なお、平成 8 年度に「自転車総合交通計画」を策定し、自転車利用環境の向上のために、自転車等駐車を設置してきたことは評価できるが、計画策定からかなりの年数が経過しているにも関わらず、計画の更新はされていない。

今後、さらなる自転車利用環境の向上を目指すためには、駐輪スペースの拡充等について検討のうえ計画を更新する必要があると思われる。また、その際には計画の達成状況等を評価するための数値基準を掲げることが望ましい。